

委託番号	7606
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 建築設備定期点検業務委託（吉町集会所）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から令和6年（2024年）5月31日まで
- 3 履行場所 草加市吉町三丁目9番24号 草加市立吉町集会所
- 4 支払方法 業務完了払（一括払）
- 5 委託内容 建築基準法第12条第4項に基づく建築設備の点検業務委託
- 6 点検資格 次のいずれかの資格を有すること。
- ・一級建築士
 - ・二級建築士
 - ・建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者

7 点検建物

施設名（棟名）	構造	階数	延床面積
草加市立吉町集会所	鉄骨造	2階	281.5 m ²

※平面図等の閲覧を希望する場合は、契約課に問い合わせること。

※契約者には、平面図等を貸与する。

8 点検基準

- (1) 建築設備定期点検業務基準（公共建築物用）
（財）日本建築設備・昇降機センター

9 業務の処理

- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
- (3) 現地調査にあたっては、施設の担当者等と作業日程及び作業内容について打合せを行い、承認を受けること。
- (4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。
- (5) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡又は提供してはならない。

10 提出物

成果品等	規格	部数	提出先
定期点検報告書	A 4	各 1 部	草加市高砂二丁目 1 番 7 号 ぶぎん草加ビル 4 階 草加市教育委員会教育総務部生涯学習課
写真	L 版		

11 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

12 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話 0 4 8（9 2 2）1 1 2 9（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市教育委員会教育総務部生涯学習課 棚谷
電話 0 4 8（9 2 2）2 8 1 9（直通）
FAX 0 4 8（9 2 2）3 4 9 8